

吹田市外部公益通報に関する事務要領

1. 目的

この要領は公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の施行に伴い、本市において、外部労働者からの法に基づく公益通報(以下「外部公益通報」という。)を適切に処理するために必要な事項を定めるものです。

内部の職員からの公益通報は、この要領の対象とはなりません。

2. 定義

「公益通報」とは労働者(公務員を含む。)が、不正の目的でなく、労務提供先等について通報対象事実が生じ又は生じようとする旨を通報先に通報することです。

3. 通報対象事実

- (1) 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として法別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

4. 通報相談窓口

- (1) 外部公益通報に関する総合的な相談窓口は市民部市民総務室とします。
- (2) 市民総務室では、外部公益通報の通報先の案内や、外部公益通報に関する情報提供を行います。
- (3) 市民総務室は外部公益通報を受けたときは、外部公益通報書(様式第 1 号)にその旨を記録するとともに、担当室課等(法第 2 条第 3 項の通報対象事実に係る事務を掌握する組織をいいます。)を案内します。

また、担当室課が直接通報を受けたときは、当該担当室課で外部公益通報書に記録します。

5. 通報の受付

担当室課は通報の受付に当たっては、次の事項を確認します。

- (1) 通報者の名前と連絡先
- (2) 通報の内容となる事実の概要
- (3) 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

このとき、通報者に対して通報者の秘密は保持されることを説明します。

担当室課は、通報の内容となる事実について、市が処分または勧告等をする権限を有しないときは、権限を有する行政機関を通報者に対して教示します。

権限ある行政機関が不明なときは、消費者庁の公益通報の通報先・相談先 行政機関検索サイト(アドレス:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/search_system/)で検索するほか、市民総務室に相談してください。

担当室課は最初の通報を受け付けた段階で、当該通報の内容が外部公益通報に該当するかどうかただちに判断できない場合は、後日改めて通報者に連絡することとします。

通報を法に基づく外部公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、外部公益通報受理・不受

理通知書（様式第2号）により遅滞なく通知しなければなりません。

ただし、公益通報が不正の目的によることが明らかなもの、公益通報に係る通報対象事実がないことが明らかなもの又は公益通報の内容が著しく不分明なもの若しくは虚偽であることが明らかなもの（以下「不正公益通報等」という。）であると認めるとときは、これを受理しないことができます。

6. 調査の実施

担当室課は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査を行います。調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されることのないよう十分に配慮します。

調査の結果、通報対象事実があると認められたときは、担当室課は速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」といいます。）を取ります。

担当室課は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査中は調査の進捗状況について、外部公益通報対応報告書（様式第3号）で適宜報告し、調査結果及び措置の内容を通知するよう努めるものとします。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りではありません。

7. その他

職員は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならないものとします。

（例）自らが関係する通報事案とは、担当者自身が通報の対象となる法令違反行為を行った者の親族である場合などが想定されます。

担当室課は通報事案の処理終了後、外部公益通報書等関係書類を個人情報に配慮しつつ、保存年限の間適切な方法で保管し、市民総務室からの照会があった場合は適宜処理状況を報告するものとします。

附 則

（施行期日）

1 この事務要領は、平成25年（2013年）10月1日から施行します。

附 則

（施行期日）

1 この事務要領は、平成28年（2016年）4月1日から施行します。

附 則

（施行期日）

1 この事務要領は、令和5年（2023年）12月28日から施行します。

附 則

（施行期日）

1 この事務要領は、令和6年（2024年）1月19日から施行します。